

令和4年度第2回茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会（書面開催）会議録

議題	(1) 令和3年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて
日時	令和4年8月26日(金)
場所	—
出席者氏名	<p>被保険者代表 鈴木友美、石山れいし、尾上俊彦、高橋里幸</p> <p>保険医又は保険薬剤師代表 高山慶一郎、町田智幸、遠藤雄一郎、花島邦彦</p> <p>公益代表 石川愼一、望月孝俊、青木照夫、安井真由美</p> <p>被用者保険等保険者代表 小林雄一</p> <p>事務局 内藤福祉部長、松尾保険年金課長 保険年金課 瀬沼課長補佐、川下課長補佐、水島課長補佐、 光課長補佐、村山課長補佐、梅原課長補佐</p>
欠席者氏名	なし
会議資料	<p>次第</p> <p>議題(1)資料1 令和3年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計決算見込の概要</p> <p>議題(1)資料2 令和3年度国民健康保険事業特別会計決算見込資料</p> <p>議題(1)参考資料1 国民健康保険被保険者の加入状況等の推移</p> <p>議題(1)参考資料2 国民健康保険料各市の収納率の推移</p> <p>議題(1)参考資料3</p>

	国民健康保険料各市の収納率の推移と対前年度増減 議題（１）参考資料４（１） 国民健康保険事業特別会計 決算見込資料 決算事項別明細書 用語解説 議題（１）参考資料４（２） 国民健康保険料の仕組みについて
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	—

（会議の概要）

- ・議題（１）承認

（委員からの質問・意見等）

【質問 1】 徴収担当職員は何名から何名に増員したのか。増員した職員の具体的な業務の内容と費用対効果の状況はどうか。

【回答 1】 茅ヶ崎市財政健全化の取り組みにおける歳入確保策として、令和 3 年度より滞納整理を専任で行う職員 4 名（収納課経験者 2 名を増員）を配置し徴収率の向上に向け滞納整理業務を進めています。高額滞納者で財産がある者を中心に集中的に差押処分を進め 3 5 7 件（令和 2 年度は 1 0 5 件）差押を実施しました。

一方、長引くコロナ禍の影響により生活が窮迫している世帯も多くいるため、財産調査や本人との面談により支払いが困難と判断した滞納者については、コロナ減免の申請案内や地方税法に基づく滞納処分の停止・換価の猶予の適用をする等、滞納者の財産状況を見極めた上での滞納整理を進めています。

結果として、令和 3 年度の徴収担当による徴収額は約 1 億 8 千円、国民健康保険料の徴収率は、前年と比較し現年度の徴収率が 0. 8 6 % 増加、滞納繰越分の徴収率が 7. 4 8 % 増加しました。なお、令和 2 年度から令和 3 年度の滞納繰越分の徴収率の伸び率については、神奈川県内 1 位となっております。

【質問 2】 款 5 項 1 一般会計繰入金について、節でいくつかの繰入金が予算計上されているが、ルール上の金額と決算額に増減を生じている場合はその理由を教えてください。

【回答 2】 一般会計繰入金については、参考資料 4 用語解説のとおりであります。その他一般会計繰入金以外の繰入金につきましては、総務省自治財政局から毎年度通知される国民健康保険繰出金にかかる繰出基準のルールに準じておりますが、その他一般会計繰入金については、神奈川県国民健康保険運営方針で定められている「決算補填等目的以外の法定外繰入（削減対象外の法定外繰入）」をおこなっております。

なお、繰入金についての当初予算の計上については、当年度中の国保加入者の所得状況等を的確に推計することが困難であることから、過去の実績をもとに当初予算の計上をおこなっていることから、決算額に増減を生じているものであります。

【質問 3】 款 5 項 2 基金繰入金、国民健康保険運営基金について、繰入に関する基準はあるか。あればその内容を教えてほしい。

【回答 3】 茅ヶ崎市国民健康保険条例第 5 1 条第 4 項において、基金は国民健康保険の療養給付費、療養費その他の費用の支払い財源が不足する場合に限り、当該不足分を補てんするための財源として処分することができることとして定めております。

【質問 4】 歳出 款 6 国民健康保険運営基金の積立てについて、前々年度（令和 2 年度）の決算剰余金及び利子を積み立てたということであるが、積立額の積算根拠はどのようなになっているのか。また、補正予算を措置した時期はいつか。

【回答 4】 令和 2 年度決算剰余金（550,462,328 円）については、令和 3 年度中の補正予算の財源として活用したものを除いた剰余金 3 億 7 千万円及び、令和 3 年度中の積立金の利子 9,365 円を合わせた 370,009,365 円を国民健康保険運営基金に新たに積立てをおこなったものであります。

※茅ヶ崎市国民健康保険条例第 5 0 条において、基金として積み立てる額は、国民健康保険事業特別会計に剰余金が生じた場合において、当該剰余金の範囲内で歳入歳出予算の定めるところによることとして定めております。

なお、国民健康保険運営基金積立金にかかる補正予算については、令和 4 年第 1 回定例会（3 月議会）において措置しております。

【質問 5】 国の保険者努力支援制度の活用実績について、市の具体的な取り組みの内容（指標化による目標設定と実績）、その評価と次年度以降の事業展開への反映はどのように行っているか。

また、令和 2 年度、3 年度について、どれだけの費用をかけてどれだけの収入を確保できたか。

【回答 5】 保険者努力支援制度とは、保険者として努力する自治体に対し、客観的な指標とすべき項目を提示し、その達成状況により交付金を交付するもので、国民健康保険の財政基盤を強化するものとなっています。客観的な指標とは国民健康保険を運営する上で必要な業務や被保険者の健康増進、維持に寄与するための各種検診などです。一例をあげると、指標の取り組みとして、①糖尿病等重症化予防の実施状況、②広く加入者に対して行う予防・健康づくりの実施状況、③後発医薬品の使用促進に関する実施状況、④医療費の分析等に関する実施状況、⑤適正かつ健全な事業運営の実施状況、⑥国保運営協議会の体制強化のために被用者保険の代表委員を加えるなどがあります。

本市の取り組みについては、毎年度全国共通の指標が与えられたなかで当該年度の行っている業務を今後の見込みも含め得点化して、茅ヶ崎市としての得点を確定し報告しています。次に評価については、当該年度に前年度の結果報告が求められ、前年度に得点化したものが予定どおり実施されていれば得点となり、実施できていなければ減点又は得点なしとなります。次年度以降の事業展開への反映は、業務の見直しの好機と捉え、自助努力で得点化へ変更可能なものは次年度を見据え変更します。

交付金額の決定方法については、保険者としての取り組み状況や実績を点数化し、総得点に応じて国の予算額を案分して交付されるものとされており、予算額約 1000 億円（市町村分 500 億円、都道府県 500 億円）に対し、令和 2 年度が 81,171,000 円、同 3 年度が 69,880,000 円交付されております。

ご意見

公平性の観点から、徴収率の向上に向けて、さらなる取り組みをお願い致します。